

## 第3回山口県手話言語条例検討委員会概要

### 1 日時

平成31年2月8日(金) 14:55～17:00

### 2 場所

山口県庁4階 共用第3会議室

### 3 出席者

- (1) 委員：内田委員長、梅田委員、秋山委員、赤井委員、信木委員、藤田委員、辻委員、山根委員
  - (2) 事務局：伊藤次長(柳井健康福祉センター)、末永主任(労働政策課)、岩崎班長(高校教育課)、佐藤課長、小澤班長、今田主査(以上、障害者支援課)
- ※ 松岡主査(義務教育課)、田中主査(特別支援教育推進室)は欠席

### 4 議事概要

#### (1) 第2回の議論を踏まえた論点の整理

##### <第2回検討委員会の概要>

- ◆事務局から、第2回検討委員会の概要を説明

#### (2) 基本フレーム等の検討

##### <進め方、資料等の説明>

###### 事務局

- 議論が深まるよう事務局で、基本フレームの案、条例名や条文のたたき台とその考え方をまとめた資料、その根拠となる他県の条例を抜粋した資料を事前に各委員に提示させていただいた。
- 今回は、たたき台等に対して委員の皆さんから意見を伺いながら進めていき、最終的に基本フレームの大枠を確定し、次回の素案の検討につなげていきたい。

##### <各委員からのたたき台等に対する意見>

###### 委員意見

- 人は言語を持って生まれてくるもので、聴覚障害児も同じだと思っているが、手話を獲得する場がない。大阪府で「こめっこ」という取組が始まって、山口県でもこういう場が必要と思い提案させていただいた。
- ある療育機関では、親のフォローから始まって、人工内耳で音声言語を獲得するための素晴らしい取組をされているが、手話コミュニティーを作る場ではない。
- 「こめっこ」は大阪府の手話言語条例の制定を受けて実施されたもので、当事者や児童発達支援、手話通訳者などのネットワークを作って進めており、0～2歳児、3歳児以上のクラスに分かれて、赤ちゃんや親御さんの不安を消し

ていこうという取組で、言葉を教えるところではない。

- 自然なやり取りの中で手話を身に付けられるところが重要であり、ロールモデルを見ることで親御さんも子供の将来を思い浮かべることができる。山口県でも条例の目玉として、是非このような場を作っていただきたい。

◆たたき台に対する意見等

- 条例名は、条例の目的を明確に出すものがよい。愛称とかそういった形があってもいいのではないか。
- 今年山口県は明治維新記念 150 周年記念を掲げているので、「手話言語維新条例」がいいのではないか。
- 条例の目的は、「手話を使いやすい社会」は弱いので、「手話で暮らせる地域社会」としていただきたい。
- 責務・役割は、学校の設置者を入れていただきたい。今問題となっているのは高校生への支援が弱いこと。ろう児だけでなく、一般校に通う生徒へのフォローも必要なので、生徒という文言も入れていただきたい。
- 財政上の措置は、是非入れていただきたい。
- ろう者の老後を過ごす場が緊急の課題となっており、手話で生活が送れることを是非大事にしていきたい。
- 検討委員会は3月が最後ということだが、具体的な施策を進めるため、条例推進会議のようなものが必要になると思われる。その際は、当事者の意見も入れたものを作っていただきたい。
- 前文は、構成はいいと思うが、手話の普及と習得の機会の確保を明記すべきと思っている。手話の習得は、聴覚障害者に限定しなくてもいいのではないか。また、共生社会を目指すはちょっと幅広くなるので、手話を使いやすい社会づくりや手話で暮らせる地域社会もいいのではないか。
- 目的の中で、手話の普及等と読み替えているが、手話の普及と習得の機会の確保、個々に書いた方がわかりやすいと思っている（目的以降の項目も）。
- 今、日本で外国に対する理解とか文化に対する理解ができたのは、戦後から始まった英語教育のおかげだと思う。同じように、手話教育が始まり、少しずつ文化など理解が進んでいけば、自然に手話を習得できる、聞こえない子供とわかったときにも手話を習得していこうという考え方に変わってくると思う。
- 条例ができてすぐに手話が広まっていくのは難しい、最低でも10年以上はかかると思っている。
- 責務・役割の学校設置者で、ろう者が通う普通高校が対象に含まれるのか。対象を聞こえない子供が通う全ての学校にしてほしい。
- 次回3月で委員会が最後という話があったが、だいたいの形を作って終わるということに対し心配がある。これから内容を具体的に詰めていくときに、当事者も参加した会議をしてほしい。全日本ろうあ連盟からも当事者なしで進められるのは困ると言われている。
- 私の弟もろうあ者だが、家庭内では私だけが手話で会話ができる。今思うと、

何で親は手話を使って話をしなかったのだろう、親が子供のために手話を使うということが大事。

- 3歳の孫が、手話ニュースなどのテレビを見て、少しずつ手話を使い出した。民放も字幕はあるが、手話通訳も付ける運動もできれば、家庭の中から手話を覚えることができるのではないか。
- 事務局が示した基本フレームは、こういった形になるかなと思っている。表現上の工夫については、意見として提出しているので、法令協議の中で検討してもらいたい。
- 条例を作ってからがスタートだと思うので、広く県民が手話を理解し、使える機会が増えていくように、みんな一緒に頑張っていけたらと思う。
- 基本的施策で、手話が言語であるとの認識の普及だけでなく、県民が手話を学ぶ機会の確保を是非加えていただきたい。数年経って言語であるとの理解が進んだら、条例の目的は達するののかということ決してそうではない。条例で具体的な施策について書けないことは理解しているが、次のステップの施策を打つということを念頭に置いて条例づくりをしていただきたい。家族とか以外は習得は難しいと思うので、学ぶ機会がいいと思う。
- 初心者が手話を学習するには、通常、奉仕員講座や手話サークルがあるが、なかなかハードルが高い。鳥取県では、県民が1回手話に触れる機会を作るため2時間程度の手話講座を始めたところ、結果的に、奉仕員講座を受講したり、手話サークルに通い始めたりする人が現れたらしい。普及が一段落したら、次はこのようなステップをやるんだということを睨みながら、それが読める条文にしていきたい。
- 目的は、共生社会の実現という表現が必要ではないか、基本理念も同じ。
- 責務・役割は、県内全体で波及していくということで、各市町も協力しないといけないので、責務でいいのではないか。
- 財政上の措置は、是非必要ではないか。

## 委員

- 条例名は、ここで決められるものではないので、次回に3案ぐらい委員会で検討し、知事が議会に提案するときに決めていただければと思う。
- 名称は長くなるので、通称名、愛称名などを公募するという方法もあるのではないか。
- 手話では短く表現する方法もあると思うので、手話の表現は別に考えるということで、長いものでも問題ない。
- 山口県らしさを出すのなら、ろうあ団体から表現の方法を提案して決める方法もあるのではないか。事務局の今後の研究課題ということで進めていってもらいたい。

#### 事務局

- 条例名と、例えば知事が発表するときの手話の表現の仕方については検討させていただくということで、事務局の方に預けていただけるとありがたい。

#### <前文の検討>

#### 事務局

- 山口県らしさというところで、たたき台では山尾庸三さんを出したが、委員から「維新」との提案があった。略称にも繋がっていくので、素案の段階で「維新」という文言を入れていく方向で検討していく。

#### 委員意見

- 条例の略称に「維新」を使うとなれば、前文以下どこかで使う必要があり、前文が一番馴染むのではないかと思うので、是非工夫してもらいたい。

#### <目的の検討>

#### 事務局

- 「手話で暮らせる地域社会の実現」という提案については、たたき台の「手話を使いやすい社会の実現」と入れ替えられるか事務局で検討し、次回の素案で示す。
- 手話の普及及び習得の機会の確保等の「等」は、2つの取組を明確にするため、削除する方向で検討する。
- 手話の普及の中には、認識の普及、手話の普及、文化的なものの普及も含んでおり、取組としてしっかりやっていく。

#### 委員意見

- 県のスタンスとして、「手話を使いやすい社会を実現」も非常に踏み込んだ表現だと思っており、更に踏み込んで書いてほしいという思いはあるが、県が本当にそこまで書くことができるか、疑問がある。

#### 委員長

- 学校における手話の普及や手話文化の理解などは施策のところでは事業化されるかということになると思うので、条例の文言の表現については、可能などころ、ある程度割り切ることが必要になってくるのではないか。条例の文言は、県全体のスタイルに沿ったものになるのではないか。
- その代わりに、実際の施策のところでは、要綱を作るときに当事者に入ってもらって取組を担保するとか、そういったやり方もあるのではないか。

#### 委員意見

- 障害者の当事者団体としては、強く書いてほしいという思いはある。目的が弱ければ、それなりなものになってしまう。
- 条例は手話に限定するが、他のコミュニケーションも施策でしっかりやっていくということで、県にそこまでの腹があるのであれば、理念を高く掲げるこ

とはいいのではないか。

- 先ほど話したように、英語教育が始まって、自然とアメリカの方たちの文化も理解できるようになったので、手話を使って暮らしやすい社会を作ろうというのではなく、手話の習得や理解が広まることで、自然と暮らしやすい社会になると考えている。
- ろうあ者や手話通訳者が一般社会に出て、手話を使ってどんどんアピールする必要があるのではないか。周りの人に見てもらおうというような運動もやった方がいいのではないか。

## <基本理念>

### 事務局

- 共生社会の実現を加えた方がいいという意見があったが、いきいきプランで掲げている共生社会は、全ての障害のある人もない人も対象としており、手話に限定した条例の中で、ろう者とろう者以外の共生社会を謳うのはいかがなものかということと、目的である普及と習得の2つを明確にしたいということで、たたき台では共生社会を省かせていただいた。

### 委員意見

- いきいきプランとの整合性を図るため提案したが、目的で暮らせる社会ということもあったので、バランスを考えて検討していただきたい。事務局のいうこともわかるので、全体のバランスを見て考えていただければ結構。
- 「手話はろう者が情報を取得し…」とろう者から見た表現になっているが、手話が定着すれば健常者も手話で情報共有することができるので、この表現でいいのか、ろう者に限定されたような意味に取られないか心配。
- 難聴者でも手話ができる人はいるので、「ろう者」より、「必要とする者」とした方がいいのではないか。
- ろう者は手話が必要なので理解してくださいということだと思っているので、基本理念としては、これでいいのではないか。
- 手話はろう者も必要だが、健常者がろう者と意思疎通を図るためにも手話を理解しないといけないというニュアンスが伝わるよう、事務局で表現を工夫してもらえたらというのが私の要望。

### 事務局

- 事務局で検討し、素案でお示しする。

## <責務・役割>

### 事務局

- 前回ご意見があったオール山口県で取り組んでいく姿勢を示すため、考えられる実施主体を幅広く掲げた。行政(県・市町)は役割ではなく、責務ということを確認にしたが、素案が固まった段階で、市町には意見を伺う必要があると考えている。
- 学校については、ろう児だけでなく生徒、学生も含めるべきとの意見があっ

たことから、児童だけでないことがわかるような表現にしたい。

#### 委員長

- 学校のところで、「手話で学ぶ」より、「手話でコミュニケーションが図られる」の方がいいのではという意見があった。

#### 事務局

- 全日本ろうあ連盟が作成した「手話でGo」から引用したもので、ろう者の思いを表現した形になっている。また、コミュニケーション支援は条例ではなく施策でやっていくということで、誤解を受けないような表現としたためである。

#### 委員意見

- 先生が手話を使えるということもあるし、手話を使う子供たちの読み取りができるということもあるので、双方の意思疎通の話ではないか。手話で学ぶというのは細かすぎて、限定された感じがするので、コミュニケーションという表現でなく別の言葉でもいいので、双方の意思疎通のニュアンスがいると思う。
- 手話で学校生活が送れるよう、できるよう、とかでもいいのではないか。

#### 委員長

- 学ぶというとどうしても授業、勉強と思われてしまうが、勉強だけでない教職員とのやりとり、生活の部分が圧倒的に長くなるので、表現をちょっと考えていただきたい。

#### 事務局

- 事務局で検討して、次回素案で示したい。

### <基本的施策>

#### 事務局

- 分け方を変えた方がいいとの意見をいただいたが、資料4(基本フレーム)の学校の取組を修正したので、たたき台のように対象で区分した方がわかりやすくなった。
- 「支援を行うよう努めるものとする」を「支援に努めるものとする」の方がいいのではとの意見があり、「行うよう」はなくてもいいと思われるので、次回整理する。
- 県民が手話を学ぶことについては、1番の認識の普及を手話の普及に修正するので、その中に盛り込むような形で検討していく。

#### 委員意見

- 条例が制定されたら委員会は終わりというわけではなく、条例も問題が起きたら見直さなければならないので、何かあれば委員会を開いて、少しでもいいものにしていければと思っている。
- 先進県が条例を作った後、どういったフォロー、体制をとっているのか、事務局で検討していただいて、次回、こんなことを想定しているということをお話

してもらえたら、皆さんの不安も少し解消されるのではないかと。

- 条例を制定した後、全国でも評価委員会というようなものを行っているので、山口県も評価委員会を設置して、条例が本当に機能しているのかチェックしていくことが必要だと思う。

#### 事務局

- この委員会は、条例の検討委員会ということで、そこは理解していただきたい。ただ、次回までに、先進県の体制は調べて、事務局の考えをお示ししたい。
- 条例と並行して、コミュニケーション支援の施策を検討していくということを第1回で説明したと思うが、その中身をこのメンバーを含めて引き続き検討していくことも考えている。
- また、障害者施策推進協議会にオブザーバーとして本検討委員会の委員に出席していただいた上で、条例のその後の進捗について報告なり、フォローをしていくことも考えており、次回事務局案ということで、お示ししたい。

#### <財政上の措置>

##### 事務局

- 皆さんのご意見のとおり、たたき台のような文言は入れる方向で進めていく。
- 具体的な取組が重要との意見があったように、条例では財政上の措置に努めるという形にはなると思うが、取組についてももしっかり検討していきたい。

#### <まとめ>

##### 事務局

- 今回の目的である、「基本フレーム」について、意見があった文言は次回素案で整理させていただくが、骨格は大きく変わることはなかったと思う。委員の皆さんにご了解いただきたい。

##### 委員長

- 今日の検討会の最大の使命だったところと思う。事務局の説明と審議応答の中で決まったということによろしいか。(異議なし)

##### 事務局

- 次回は、資料のたたき台について、今回の意見等を反映させて、実際の条例の条文に近い形の素案として提示させていただき、今回と同様、議論していただくこととしている。
- それを4月以降に、法令の審査に進めていくが、県の他の条例とのバランスやルールにより、そのまま審査を通すのは難しいと思っている。委員会の意見や委員の思いはしっかり伝えて、9月に間に合うよう進めていきたい。
- 検討委員会としては、第4回、3月で終わりにするが、中間報告的なもの、取組の検討のため、別の形で意見をいただける場を設けたいと思っている。

### (3) 次回の開催

- 第4回検討委員会は、3月27日(水)15時00分～16時30分で開催することを決定（場所は未定）

### (4) まとめ（事務局）

- 骨格はご了解いただいたので、次回は整合性を持たせた形で素案をお示しさせていただきます。